



福祉資金の相談・貸付

生活支援室

TEL 03-5828-7547

それぞれの資金において、所得・住所など、要件をすべて満たしている方が対象です。まずはお電話にてお問合せください。(ホームページにて詳細をご覧いただけます。)

生活福祉資金

低所得世帯、障がい者や高齢者世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に各種資金の貸付を行います。

福祉資金	日常生活を送る上で、出産・葬儀・住居の移転・療養など、一時的に必要な資金の貸付
教育支援資金	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校に就学する際に必要な費用・上記の学校に入学する際に必要な入学金の貸付
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となり、真に必要があると認められる世帯への小額の貸付
不動産担保型生活資金	現在居住している自己所有の不動産(土地・建物)に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対する、その不動産を担保とした生活資金の貸付
総合支援資金	失業などにより日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、世帯の自立を目的とした相談支援(就労支援・家計指導など)と生活費などの貸付

受験生チャレンジ支援貸付事業

(平成28年度は平成29年2月初旬まで受付)



中学3年生、高校3年生(またはそれに準ずるもの)を対象に、学習塾、各種受験対策講座、通信講座などの受講料や、高校や大学、専門学校、短期大学の受験料として必要な資金の貸付を行い、子ども達の学習意欲をサポートします。

また、高校、大学、専門学校、短大に入学した場合、申請により返済が免除されます。

貸付対象	貸付限度額	貸付の範囲
学習塾など受講料	20万円(上限)	対象となる学習塾などの費用
受験料	中学3年生	対象となる高等学校などの受験料
	高校3年生	対象となる大学などの受験料

※原則、貸付には一定基準以上の収入のある連帯保証人が必要です。
(連帯保証人を設定するのがどうしても難しい場合は事前に窓口にご相談ください。)

